

小牧市分別収集計画（2023.4～2028.3）新旧対照表

新	旧																																
<p>1～6 （略）</p> <p>7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)</p> <p>最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。 また、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">収集に係る分別の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器</td> <td style="text-align: center;">空き缶</td> </tr> <tr> <td>主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器</td> <td style="text-align: center;">空きびん</td> </tr> <tr> <td>主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）</td> <td style="text-align: center;">飲料用紙パック</td> </tr> <tr> <td>主として段ボール製の容器</td> <td style="text-align: center;">段ボール</td> </tr> <tr> <td>主として紙製の容器包装であって上記以外のもの</td> <td style="text-align: center;">雑がみ</td> </tr> <tr> <td>主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの</td> <td style="text-align: center;">ペットボトル</td> </tr> <tr> <td>主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの</td> <td style="text-align: center;">プラスチック類</td> </tr> </tbody> </table>		収集に係る分別の区分	主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶	主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	主として段ボール製の容器	段ボール	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類	<p>1～6 （略）</p> <p>7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)</p> <p>最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。 また、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">収集に係る分別の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器</td> <td style="text-align: center;">空き缶</td> </tr> <tr> <td>主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器</td> <td style="text-align: center;">空きびん</td> </tr> <tr> <td>主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）</td> <td style="text-align: center;">飲料用紙パック</td> </tr> <tr> <td>主として段ボール製の容器</td> <td style="text-align: center;">段ボール</td> </tr> <tr> <td>主として紙製の容器包装であって上記以外のもの</td> <td style="text-align: center;">雑がみ</td> </tr> <tr> <td>主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの</td> <td style="text-align: center;">ペットボトル</td> </tr> <tr> <td>主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの</td> <td style="text-align: center;">プラスチック製容器包装</td> </tr> </tbody> </table>		収集に係る分別の区分	主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶	主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	主として段ボール製の容器	段ボール	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
	収集に係る分別の区分																																
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶																																
主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん																																
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック																																
主として段ボール製の容器	段ボール																																
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ																																
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル																																
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類																																
	収集に係る分別の区分																																
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶																																
主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん																																
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック																																
主として段ボール製の容器	段ボール																																
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ																																
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル																																
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装																																

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位 t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製容器	81	80	80	80	79
主としてアルミ製容器	141	141	140	140	139
無色のガラス製容器	(168)	(167)	(166)	(166)	(165)
茶色のガラス製容器	(138)	(137)	(137)	(136)	(136)
その他のガラス製容器	(90)	(90)	(89)	(89)	(89)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	11	10	10	10	10
主として段ボール製容器	574	572	570	568	566
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	-	-	-	-	-
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(410)	408	406	405	404
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(2,118)	(2,110)	(2,102)	(2,094)	(2,087)

注1：括弧内の量は、指定法人による引取り予定量を示す。

注2：「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については「雑がみ」として禁忌品等も含めて収集しており、排出量が把握できないため、分別収集量には含めていない。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位 t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製容器	81	80	80	80	79
主としてアルミ製容器	141	141	140	140	139
無色のガラス製容器	(168)	(167)	(166)	(166)	(165)
茶色のガラス製容器	(138)	(137)	(137)	(136)	(136)
その他のガラス製容器	(90)	(90)	(89)	(89)	(89)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	11	10	10	10	10
主として段ボール製容器	574	572	570	568	566
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	-	-	-	-	-
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(410)	408	406	405	404
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(2,118)	(2,110)	(2,102)	(2,094)	(2,087)

注1：括弧内の量は、指定法人による引取り予定量を示す。

注2：「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については「雑がみ」として禁忌品等も含めて収集しており、排出量が把握できないため、分別収集量には含めていない。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

現在実施している空き缶・空きびん・飲料用紙パック・段ボール・雑がみ・ペットボトル・プラスチック類の収集体制を継続し、市民・事業者・市の役割分担の下、それぞれが分別収集の主体となって取り組んでいく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	空き缶	集団回収 市(委託)	民間業者 市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん	市(委託)	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	集団回収 資源回収コン テナ 市(委託)	民間業者 市(委託)
	段ボール製容器	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑がみ		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフ タレート(PET)製の容器 であって飲料又はしょうゆそ の他主務大臣が定める商品を 充てんするためのもの	ペットボトル	市(委託)	市
	その他のプラスチック製容器 包装	プラスチック類	市(委託)	市(委託)

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、市民団体による集団回収や民間の設置による資源回収コンテナの普及が進んでいるアルミ製容器、飲料用紙製容器、段ボール製容器等については、引き続きこれらの回収ルートを活用していく。

雑がみは、平成29年度より、その他の紙製容器包装以外にも感熱紙等の資源化が困難な紙も併せて収集し、すべてを民間業者に引き渡し、資源化を行う。

また、平成31年度より飲料用紙製容器、段ボール製容器については、従来の行政回収を集団回収方式に変更し、各行政区(自治会)に対し、売払い金額の還元を行うことにより、排出の促進を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	空き缶	集団回収 市(委託)	民間業者 市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん	市(委託)	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	集団回収 資源回収コン テナ 市(委託)	民間業者 市(委託)
	段ボール製容器	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑がみ		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフ タレート(PET)製の容器 であって飲料又はしょうゆそ の他主務大臣が定める商品を 充てんするためのもの	ペットボトル	市(委託)	市
	その他のプラスチック製容器 包装	プラスチック製容器 包装	市(委託)	市(委託)

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

空き缶、空きびん、ペットボトルについては、現在、当市のリサイクルプラザで選別、圧縮、保管を行っているが、引き続き当該施設を活用していく。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	袋	4 t バッカー車	リサイクルプラザ
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きびん	袋	4 t ダンプ車	リサイクルプラザ
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る	4 t ダンプ車	民間業者
段ボール製容器	段ボール	縛る	4 t バッカー車	民間業者
その他の紙製容器包装	雑がみ	紙袋袋	4 t ダンプ車	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	4 t バッカー車	リサイクルプラザ
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	袋	4 t バッカー車	民間業者

11 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、学識経験者からなる小牧市廃棄物減量等推進審議会で審議を行い、市民や事業者の意見、要望を踏まえ、三者が協力して分別収集の推進を図る。
- ・ プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を実施し、分かりやすい分別区分とすることで、分別収集の推進を図る。
- ・ 市長が委嘱するこまき環境保全推進員は、地域に密着した活動を行っているので、こまき環境保全推進員制度等を活用しながら地域住民の協力を得て、分別収集の推進を図る。
- ・ 子ども会など市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金の交付、優良団体の感謝状贈呈等を行い、団体を支援する。
- ・ 民間による紙製容器包装類等を対象とする古紙回収コンテナ設置の推進を図る。
- ・ 古紙・古布類の集団回収を、市、区長会、古紙組合の3者で契約締結した上で実施し、区に対して売却金を還元することで、分別収集の推進を図る。

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

空き缶、空きびん、ペットボトルについては、現在、当市のリサイクルプラザで選別、圧縮、保管を行っているが、引き続き当該施設を活用していく。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	袋	4 t バッカー車	リサイクルプラザ
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きびん	袋	4 t ダンプ車	リサイクルプラザ
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る	4 t ダンプ車	民間業者
段ボール製容器	段ボール	縛る	4 t バッカー車	民間業者
その他の紙製容器包装	雑がみ	紙袋袋	4 t ダンプ車	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	4 t バッカー車	リサイクルプラザ
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	4 t バッカー車	民間業者

11 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、学識経験者からなる小牧市廃棄物減量等推進審議会で審議を行い、市民や事業者の意見、要望を踏まえ、三者が協力して分別収集の推進を図る。
- ・ 市長が委嘱するこまき環境保全推進員は、地域に密着した活動を行っているので、こまき環境保全推進員制度等を活用しながら地域住民の協力を得て、分別収集の推進を図る。
- ・ 子ども会など市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金の交付、優良団体の感謝状贈呈等を行い、団体を支援する。
- ・ 民間による紙製容器包装類等を対象とする古紙回収コンテナ設置の推進を図る。
- ・ 古紙・古布類の集団回収を、市、区長会、古紙組合の3者で契約締結した上で実施し、区に対して売却金を還元することで、分別収集の推進を図る。